

## 不当労働行為をご存じですか？

労働者が団結して労働組合をつくり、団体交渉、  
争議行為その他の組合活動を行うことは、  
労働者の権利として憲法で保障されています。

不当労働行為とは、これら憲法で保障された  
労働組合の自主性と労働組合活動の自由を侵害  
する使用者の行為をいい、労働組合法第7条では  
これを禁止しています。



### 【不当労働行為として禁止される使用者の行為】

労働組合法第7条では、使用者が労働者や労働組合に対して、下記のような行為を行う  
ことを不当労働行為として禁止しています。

#### 不当労働行為 例

種 別	禁止されている使用者の行為
不利益取扱い	組合員であること、組合に加入したり組合を結成しようとしたこと、正当な組合活動をしたことなどを理由に、解雇、不当な配置転換、賃金差別その他の不利益な取扱いをすること。【労働組合法第7条第1号】
団体交渉拒否 不誠実団交	正当な理由なく団体交渉を拒否すること(団体交渉拒否)、あるいは形式的に団体交渉に応じても、実質的に誠実な交渉を行わないこと(不誠実団交)。【労働組合法第7条第2号】
支配介入	労働組合の結成や運営を妨害すること。【労働組合法第7条第3号】

上記のトラブルでお困りの方、  
その他、労働者と使用者との間でトラブルが  
生じましたら、お気軽に  
労働委員会にご相談ください。



【お問い合わせ先】 労働委員会事務局 審査調整課  
電話：043-223-3736 FAX：043-201-0606